

～市町村による地域支援の拡充(森林環境教育)～

I 新たな課題(改正の必要性)

・限りある基金を活用して様々な事業を実施するために設けた上限枠であるが、環境教育の重要性に鑑み、見直しを行う。

・「森林環境教育・普及啓発」について、市町村上限額(2,000千円)を設定していたが、今回、それを上回る要望が出された。……(高崎市:7,370千円(3団体、19校))

II 現行の制度

補助対象事業区分	細区分	補助率	対象	積算(参考)
普及啓発 森林環境教育	森林環境教育	(1)児童生徒や県民を対象とした森林環境教育及び森林体験活動等に要する経費 (2)間接補助事業者が実施する児童生徒や県民を対象とした森林環境教育及び森林体験活動等に対する補助に要する経費	上限2,000千円 (ただし、学校、教育関係団体及びNPO・ボランティア団体等に間接補助する場合は1団体当たり上限300千円とする)  ・国及び県の既存事業との併用は不可  ・助成は、本事業の実施期間内かつ最長5年とする。	報償費 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 原材料費 補助金  1校当たりの事業費 小中学校の学年当たり平均生徒数74名、約3学級  バス代 75,000円 × 3台 = 225,000円 協力者実費謝金等 10,000円 × 3名 = 30,000円 資料代 200円 × 74名 = 14,800円 傷害保険 300円 × 74名 = 30,000円  合計 1校当たり事業費 約 300,000円
	普及啓発	(1)森林の機能や重要性に係る普及啓発に要する経費 (2)間接補助事業者が実施する森林の機能や重要性に係る普及啓発に対する補助に要する経費		

III 第3回ぐんま緑の県民税 評価検証委員会の主な意見

- ・上限額の算定は、人口規模ではなく、森林環境教育の対象小学生数で。
- ・平等性のある予算配分ができるように配慮。小学校を対象にするのは良いが、学年を限定するのではなく、現場に任せるように。
- ・人口規模に関係なく熱心に取り組む市町村を支援。
- ・人口規模は大きな指標、小中学校数と人口規模は比例、人口規模となると 中山間地域は不利。
- ・人口規模が大きくなれば、財政力指数も大きくなる傾向がある。

- ・生徒数によるものがよい。保護者に対するPRIにもつながる。
- ・小規模な学校の場合、人数単価で検討してしまうと事業がうまくいかない可能性がある。
- ・条件の悪い所に手厚く補助するのは賛成。
- ・中山間地域に住んでいるからと言って森林への理解が深いわけではない。
- ・学校により取り組みが異なる。
- ・実りのある事業になるよう、インテリブリーダー等の環境教育者が指導するようにした方がよい。

(委員長総括)しっかりと庁内検討をして、結果を委員に説明してほしい。

IV 改正案

	補助率	根拠(参考)
改正案	①基礎枠 上限2,000千円 (ただし、学校、教育関係団体及びNPO・ボランティア団体等に間接補助する場合は1団体当たり上限300千円とする)	・国及び県の既存事業との併用は不可  ・環境教育の専門講師によるものであること  ・助成は、本事業の実施期間内かつ最長5年とする。
	②加算措置 学校が事業を実施する場合の加算措置  基礎枠の上限2,000千円を超えた場合は、1校あたり150千円を加算した額とする。  ※ 間接補助300千円の1/2相当(残額は市町村が負担)	
考え方	・多くの委員から、市町村の外形的基準(人口、学校数、生徒数、財政力指数等)による段階的な上限枠設定についてご意見を伺ったが、庁内検討の結果、以下の理由により、外形基準ではなく、要望数に応じた補助上限の設定を行うこととした。 ①森林環境教育については、その地域や学校により取り組み方針が異なることから、市町村の実態に合わせる必要がある。 ②市町村提案型事業は、市町村の自主性・積極性のもとで事業化を検討、実施するものであり、外形基準により上限枠を設定することはその取り組みの妨げになる恐れがある。	

基礎枠として取扱う

学校へ支援として、基礎枠を超える場合の加算措置を新設  
加算措置の想定する上限  
○県内の小学校数325 × 0.8(自然体験活動の実施割合) × 150千円 = 39,000千円  
○39,000千円 / 270,000千円(H27予算) = 15%  
新たな森林環境教育・普及啓発全体の制度上の総事業規模  
ア)基礎枠 2,000千円 × 35市町村 = 70,000千円  
イ)学校等への支援 39,000千円  
ア) + イ) = 109,000千円 109,000千円 / 270,000千円 = 40%

	計画額(案)	計画額累計	
NPO法人 ○○	300	300	2,000千円 で納まる
NPO法人 ××	300	600	
A市(農林課)	300	900	→ 150 × 4校 = 600
A市(教育委員会)	300	1,200	
A市立○小学校	300	1,500	→ 2,400 を超える
A市立○小学校	300	1,800	
A市立××小学校	300	2,100	→ 2,400 を超える
A市立○×小学校	300	2,400	
A市立△小学校	300	2,700	→ 2,400 を超える
A市立▽小学校	300	3,000	
	3,000		

市町村内調整  
300  
300  
300  
300  
200  
200  
200  
200  
200  
200  
2,400 ← 計画申請額  
種数割  
(300+300+600)/6  
=200

V 参考(改正後の高崎市の補助上限額)

- ・要望額 7,370千円
- ↓
- ・補助上限額 4,291千円
  - ・基準枠内分 2,041千円(841千円:学校以外3団体+1,200千円(4校×300千円))
  - ・加算措置分 2,250千円(15校×150千円)